

小・中学校における
携帯電話の取扱いに関するガイドライン

令和3年3月
都城市教育委員会

本ガイドライン策定の趣旨等

昨今、登下校中の子どもが犯罪に巻き込まれる事案が全国で発生していることから、学校は見守り隊等の地域や関係機関等と連携し、児童生徒の安全確保に努めているところです。しかし、2018年6月に大阪府北部地震が登校時間に発生し、登下校中の安全確保については、以前にも増して不安を訴える声が聞かれます。

そうした中、文部科学省より令和2年7月31日付け初等中等教育局通知「学校における携帯電話の取扱い等について」において、中学生の学校への携帯電話持込みについては原則禁止とするが、一定の条件について学校と生徒・保護者間での合意がなされている場合は、学校への持込みを認める考え方を示しました。このことを受け、宮崎県教育委員会からも、「県立学校における携帯電話の取扱い等に関する指導方針」が示されました。

都城市教育委員会では、本市の取扱い内容について文部科学省や宮崎県教育委員会が示した内容を確認しながら、都城地区生徒指導連絡協議会及び市校長会と連携し、児童生徒に対し、携帯電話使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処、よりよい人間関係づくり等に関する指導にこれまで以上に取り組みつつ、学校における携帯電話の取り扱いが適切に行われるよう、ガイドラインを作成しました。

本市の小・中学校におきましては、本ガイドラインを参考に、各学校や地域の実情に応じたルールや方針等（以下ルール）を定め、児童生徒や保護者と連携しつつ、携帯電話の取扱いや携帯電話の適切な使用に関する指導をお願いします。なお、ルールを定める際には、児童生徒との話し合いや、学校運営協議会等、学校・保護者・地域の代表者等による話し合いを実施するなど、関係者の合意を得るよう努めていただきますようお願いします。

～「携帯電話」の定義～

本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいう。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能やG P S機能を搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォン（通称「ガラケー」）
やスマートフォン

※ タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、携帯電話の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）は含まない。

1 携帯電話の校内持ち込みについてのガイドライン

- (1) 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への携帯電話の持込みについて原則禁止とする。
- (2) 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他、やむを得ない事情（例えば、登下校時の児童生徒の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学のためなど）がある場合、下記の事項に留意した上で、校長は認めることができる。
- ①携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が家庭において適切に行われるよう、家庭内でのルールや約束事（使用時間や場所）などを決定してもらうこと。
- ②校内での使用を禁止とし、登校時に学校で預かり、下校時に返却するなど、学校での教育活動に支障がないようにすること。
- ③登下校時においては、緊急時以外は使用しないなど、マナー違反やトラブルが生じないよう、保護者及び当該児童生徒と十分確認すること。
- ④学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在を明確にすること。
- (3) 携帯電話に関する指導について、児童生徒が自ら律することができるようなルールを、学校の他、児童生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること。
- (4) 留意事項
- [小学校]
- 子ども向けの携帯電話を使用するか、またはフィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話を使用すること。
- [中学校]
- フィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話を使用すること。

2 学校における情報モラル教育と指導体制の充実について

携帯電話やSNSが児童生徒に急速に普及する中で、児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危険性を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするなど、学校における情報モラル教育は極めて重要である。

そのため、学校における情報モラル教育について、児童生徒が主体的に考え、互いに話し合、携帯電話やインターネットの利活用の在り方や自分で律するルールを考える機会を提供するなど、児童生徒の発達の段階や実態に応じた指導の工夫と充実に努めること。

また、文部科学省や各種団体等が作成している教材等を活用し、児童生徒がネット上のいじめや違法有害情報に関する犯罪等の加害者にも被害者にもならないよう指導すること。特にネット上のいじめについては、いじめ防止対策推進法等を踏まえて、早期発見に努めるとともに、いじめを認知した際には、学校・家庭・警察等関係機関が連携して対応するなど、指導体制の充実を図ること。

3 家庭や地域に対する働きかけについて

インターネット上のいじめ等は学校外でも行われており、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断する。携帯電話を持たせる場合には、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりと利用状況の把握、学校・家庭・地域が連携した身近な大人が児童生徒を見守る体制作り等を行う必要がある。

学校及び教育委員会は、児童生徒をインターネット上のいじめや犯罪被害から守るために、保護者をはじめ、学校運営協議会等関係者に対し、効果的な説明の機会を設けて携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対策についての啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりや「フィルタリング」の利用促進に努めること。